

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 2 月 17 日作成)

[所管： 都市基盤部基盤管理課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市道路占用料条例	3-2	占用料の減免	A	A
2	豊中市道路占用料条例	4-2	占用料の分納許可	A	A
3	豊中市道路占用料条例	6	占用料の還付	A	A
4	豊中市道路占用料条例	8	延滞金の減免	A	A
5	豊中市道路占用規則	9-2	占用権の譲渡等の許可	D	A
6	豊中市法定外公共物管理条例	4	工事等の承認	A	A
7	豊中市法定外公共物管理条例	5	占用の許可	A	A
8	豊中市法定外公共物管理条例	9	占用料の減免	A	A
9	豊中市法定外公共物管理条例	10	占用料の還付	A	A
10	豊中市法定外公共物管理条例	11-3	延滞金の減免	A	A
11	豊中市法定外公共物管理条例	12	占用権の譲渡等の許可	D	A
12	道路法	24	道路管理者以外の者が行う工事の承認	B	A
13	道路法	32-1	道路の占用の許可	B	A
14	道路法	32-3	道路の占用の変更の許可	B	A
15	道路法	47-2①	特殊車両の運行許可	B	A
16	道路法	48-4①	自動車専用道路との連結・交差の許可	D	A
17	道路法	91-1	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	B	A
18	道路法	91-2	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可	B	A
19	車両制限令	12	特殊車両の通行認定	B	A
20	地方自治法	238-4⑦	行政財産の使用許可	B	B
21	豊中市財産条例	9	使用料の減免	B	B

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第 3 条 2 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	豊中市道路占用料施行規則第 2 条 2 項、3 項、別表
	基 準	1 占用料の減免を許可する占用物件及びその減免割合は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める占用物件の占用料については、その都度市長が定める割合を減免する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（令和 6 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の分納許可
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第 4 条 2 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	豊中市道路占用料施行規則第 4 条第 2 項、第 3 項
	基 準	1 市長は、占用料が著しく多額に上り、その他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該会計年度内に限り、期日を定め 2 回の分納を許可することができる。 2 分納を許可した場合の占用料は、年額を 2 分し、その納期は、次の各号の定めるところによる。ただし、当該納期の末日が民法(明治 29 年法律第 89 号)第 142 条に規定する休日又は銀行法施行令(昭和 57 年政令第 40 号)第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる日に該当する場合にあっては、当該各号の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納期限とする。 (1) 第 1 期 4 月 1 日から 9 月 30 日までの分 4 月 1 日から 6 月 30 日まで (2) 第 2 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの分 10 月 1 日から同月 31 日まで
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（令和 5 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の還付
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第 6 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	道路法第 7 1 条第 2 項、道路占用規則第 8 条、豊中市道路占用料条例第 3 条 2 項、道路占用料施行規則第 2 条第 2 項
	基 準	1 既納の占用料は、還付しない。但し、次の各号に該当するときは、許可又は取消のあった日の属する翌月分又は翌日分から還付する。 (1) 法第 71 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消したとき。 ① 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 ② 道路の構造又は交通に著しい支障が生じた場合 ③ 道路の管理上の事由以外の事由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合 (2) 市長が占用の変更を許可したことにより過納となったとき。 (3) 占用料の減免を許可したとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式Ｂ－１

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令及び条項		豊中市道路占用料条例第 8 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	延滞金の減免については、原則として認めない。 ただし、減免を認めるときは次の場合によるものとする。 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない理由があると認める ときは、延滞金を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占有権の譲渡等の許可
根拠法令及び条項		豊中市道路占有規則第 9 条 2 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占有係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	基準を定めていない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		工事等の承認
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 4 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	「道路法第 2 4 条の承認及び第 9 1 条の 6 項の許可にかかる審査基準について」（平成 6 年 9 月 3 0 日道政発第 4 9 号）に準じる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用の許可
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 5 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	法定外公共物の管理に関する要綱第 3 条第 3 項に定める基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 9 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	豊中市法定外公共物管理条例施行規則第 7 条第 3 項、第 4 項、別表
	基 準	1 占用料の減免を許可する占用物件及びその減免割合は、別表のとおりとする。 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める占用物件の占用料については、その都度市長が定める割合を減免する。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（令和 6 年 4 月 1 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占用料の還付
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 1 0 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1. 既納の占用料は、還付しない。 2. 次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 第 1 7 条第 2 項の規定により占用許可を取り消したとき。 (2) 市長が占用の変更を許可したことにより過納となったとき。 (3) 前条の規定により占用料を減免したとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		延滞金の減免
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 1 1 条第 3 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	延滞金の減免については、原則として認めない。 ただし、減免を認めるときは次の場合によるものとする。 市長は、災害、不測の事故その他やむを得ない理由があると認める ときは、延滞金を免除することができる。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		占有権の譲渡等の許可
根拠法令及び条項		豊中市法定外公共物管理条例第 1 2 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占有係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	基準を定めていない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 20 年（2008 年）6 月 20 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		道路管理者以外の者が行う工事の承認
根拠法令及び条項		道路法第 2 4 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法第 2 4 条の承認及び第 9 1 条の 6 項の許可にかかる審査基準について（平成 6 年 9 月 3 0 日道政発第 4 9 号）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		道路の占用の許可
根拠法令及び条項		道路法第 3 2 条第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法施行令第 9 条～第 1 6 条 道路法施行規則第 4 条の 3 ～第 4 条の 4 の 7 道路占用関係通達集 第 2 章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		道路の占用の変更の許可
根拠法令及び条項		道路法第 3 2 条第 3 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法施行令第 9 条～第 1 6 条 道路法施行規則第 4 条の 3 ～第 4 条の 4 の 7 道路占用関係通達集 第 2 章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特殊車両の運行許可
根拠法令及び条項		道路法第 4 7 条の 2 第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	特殊車両通行許可限度算定要領について (昭和 5 3 年 1 2 月 1 日建設省道交発第 9 9 号、道企発第 5 7 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 10 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		自動車専用道路との連結・交差の許可
根拠法令及び条項		道路法第 4 8 条の 4 第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	市が管理している自動車専用道路はない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可
根拠法令及び条項		道路法第 9 1 条第 1 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法第 2 4 条の承認及び第 9 1 条の 6 項の許可にかかる審査基準について（平成 6 年 9 月 3 0 日道政発第 4 9 号）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		道路予定区域における占用許可、占用の変更許可
根拠法令及び条項		道路法第 9 1 条第 2 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	道路法施行令第 9 条～第 1 6 条 道路法施行規則第 4 条の 3～第 4 条の 4 の 7 道路占用関係通達集 第 2 章 占用許可基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	標準処理期間	総日数 20 日 （注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 6 年（2004 年）10 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）
	備考	

様式 B-1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		特殊車両の通行認定
根拠法令及び条項		車両制限令第 1 2 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	特殊車両通行許可限度算定要領について (昭和 5 3 年 1 2 月 1 日建設省道交発第 9 9 号、道企発第 5 7 号)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 6 年 (2004 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間	総日数 10 日 (注: 休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内 訳	經由期間 日 (事務所) 処分期間 日 (部 課)
	設定等年月日	平成 6 年 (2004 年) 10 月 1 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	豊中市財務規則第 122 条第 1 項
	基 準	主管部課長は、次の各号に掲げる場合に限り、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可することができる。 (1) 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。 (2) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。 (3) 災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、主管部課長が特にその必要があると認めるとき。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（平成 26 年 1 月最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（平成 26 年 1 月最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市財産条例第 9 条
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤管理課占用係
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	「行政財産の使用許可に係る基準 令和 7 年（2025 年）1 月改正 豊中市」の 6 の定めに順ずる。 （詳細は同基準を参照）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（令和 7 年 1 月最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 日 （注：休日は含まない）
	内 訳	経由期間 日 （ 事務所） 処分期間 日 （ 部 課）
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定（平成 26 年 1 月最終変更）
備考		